

エジプト
知的財産権法施行規則
2003年省令第1366号
2003年8月17日施行

目次

第1巻 特許及び実用新案, 集積回路の回路配置及び秘密情報

第1部 特許及び実用新案

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第30条

第31条

第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条

第 II 部 集積回路の回路配置(省略)

第 III 部 秘密情報(省略)

発明及び実用新案の特許及び集積回路の回路配置についての手数料一覧表

出願日の第 2 年度から保護期間満了までの年次累進手数料一覧表

第 2 卷 標章, 商号, 地理的表示及び意匠

第 69 条 定義

第1部 標章, 商号及び地理的表示

第70条

第71条

第72条

第73条

第74条

第75条

第76条

第77条

第78条

第79条

第80条

第81条

第82条

第83条

第84条

第85条

第86条

第87条

第88条

第89条

第90条

第91条

第92条

第93条

第94条

第95条

第96条

第97条

第98条

第99条

第100条

第101条

第102条

第103条

第104条

第105条

第106条

第107条

第108条

第109条

第 110 条
第 111 条
第 112 条
第 113 条
第 114 条
第 115 条

第 II 部 意匠

第 116 条
第 117 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条
第 121 条
第 122 条
第 123 条
第 124 条
第 125 条
第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条
第 133 条
第 134 条
第 135 条
第 136 条
第 137 条
第 138 条
第 139 条
第 140 条
第 141 条
第 142 条
第 143 条
第 144 条
第 145 条
第 146 条
第 147 条
第 148 条

第 149 条

第 150 条

第 151 条

第 152 条

第 153 条

第 154 条

商標についての手数料表

意匠についての手数料表

第 4 卷 植物の品種(省略)

第1巻 特許及び実用新案，集積回路の回路配置及び秘密情報

第1部 特許及び実用新案

第1条

本部の規定の適用上，次の用語及び表現は，別段の定めがない限り，以下の意味を有する。

- (a) 法：知的財産権法(2002年法第82号)
- (b) 規則：知的財産権法(2002年法第82号)施行規則
- (c) 庁：特許及び実用新案庁
- (d) 特許：発明特許又は実用新案特許
- (e) 特許登録簿：庁が制定する登録簿で，特許出願，関連する決定及び行為が記録されているもの
- (f) 公報：受理された出願，関連する発行された決定及び関連する行為の公告のために庁が発行する特許及び実用新案公報
- (g) 委員会：知的財産権法(2002年法第82号)第36条に規定する不服申立委員会

第2条

特許及び実用新案の出願は，その趣旨の様式により特許庁に提出するものとする。

出願にあたり，本規則に添付する一覧表の対応するカテゴリーに表示された手数料を納付しなければならない。

教育機関に登録された学生が提出する出願は，当該機関の学年に拘らず，係る手数料は免じられる。

第3条

特許出願には，次のものを添付するものとする。

1. 発明又は実用新案のアラビア語の詳細な明細書で，明瞭な形で作成され，正確な専門用語を使用し，先行技術及びその欠陥の記述，発明又は実用新案における新規性のある要素，専門知識を有する者による実施を可能にするために発明者が知る最善の方法を含み，保護を求める新しい要素を正確かつ明瞭に示し，化学式，公式又は説明図を表示するもの。
出願人は，同じ発明又は実用新案について外国で提出した出願に関する完全なデータ及び情報又は関連情報，係る出願の帰結及び結果として出された決定を，その趣旨の様式により提供しなければならない。
2. 発明又は実用新案をアラビア語及び英語で説明する要約書で，化学式(もしあれば)を伴い，その趣旨の様式を使用するもの
3. 出願が，植物若しくは動物の生物学的材料，伝統的な医療，農業，工業若しくは手工芸の知識又は文化若しくは環境遺産に係る発明又は実用新案に係る場合は，エジプト・アラブ共和国において適用される法令に従って，材料を入手した出所を発明者が合法的に利用したことを証明する書類を当該出願に添付しなければならない。
4. 発明が微生物に係る場合，出願人は，従来の科学的ルールに従って係る微生物に係るの性質，特性及び用途の特定に必要なすべての情報を開示するものとし，科学研究事項を管轄する大臣の決定により許可された研究所にその生きた培養菌物を寄託し，係る寄託が行われた旨の

証明書を提供しなければならない。

5. 出願人が法人の場合は、商業登記簿の謄本又は定款若しくは規約の公式抄本を提供しなければならない。
6. 出願人の資質を証明する書類
7. 該当する場合は、発明又は実用新案の権利所有者による譲渡を証明する書類
8. 発明又は実用新案の一時的保護証明書(もしあれば)
9. 出願手数料の納付受領書

第4条

本規則第3条3、4、5、6及び7に記載した書類は、出願提出日から4月以内に提出することができる。同条1に定める書類のアラビア語翻訳文は、外国語の出願と共に提出する場合は、同日から6月以内に提出することができる。

第1段に定める書類が期限までに提出されない場合は、場合に応じて、出願は存在しなかったとみなされる。

第5条

知的財産権法第36条に定める場合に、出願がエジプト・アラブ共和国の特許庁に提出された場合、出願人は本規則第3条に定める書類に加えて、発明又は実用新案の詳細な明細書の公式の写し、図面の写し(もしあれば)及び外国又は外国の団体に提出された特許出願と共に提出されたその他の書類を提出しなければならない。係る書類は、当該国又は団体の工業所有権当局が認証し、アラビア語翻訳文を添付し、出願と共に又は出願提出日から3月以内に提出するものとし、これを怠った場合、優先権は失効する。

要件が充足された場合、優先権の決定については、外国又は外国の団体において出願が最初に提出された日を考慮するものとし、保護期間は、上記法第9条及び第30条に従ってエジプトにおける出願提出日に開始するものとする。

第6条

特許及び実用新案の出願には、各年の1月1日から起算した受領日及び時刻に従って、通し番号が割り当てられる。出願人には、出願の通し番号を表示する受領書が付与され、これには付属書類と共に庁の印が捺印される。通し番号、受領日及び時刻は、出願に表示される。

第7条

出願は、特許登録簿に記録されるものとし、登録簿は次のデータを含むものとする。

1. 出願の通し番号
2. 出願の受領日及び時刻
3. 発明者の名称
4. 出願人の姓名及び宛先又は出願人が法人の場合は、当該法人の名称及び宛先及び送達宛先
5. (もしあれば)代理人の姓名
6. 特許又は実用新案の出願が法第38条の規定に基づいて提出された場合は、出願が提出された外国の団体又は国の名称及び出願提出日
7. 特許出願に関連する行為

8. 発明又は実用新案の特許を付与する決定が発行された日, 特許番号及び権利所有者の名称
9. 特許の所有権又はライセンスに関連する行為及び手続
10. 特許に関係して実施された差押の措置

第8条

庁が受領する出願のアルファベット順の目次を作成し、目次には出願人の名称、発明者の名称、発明又は実用新案の名称、出願の通し番号及び受領日及び時刻の表示を含むものとする。出願及びその付属書類の秘密性は、受領日から少なくとも1年後、出願受理が公告されるまで保持される。

目次は、特許庁の資料室において公衆の利用に供するものとする。

第9条

発明又は実用新案の明細書は、必要な場合に限り、化学式又は同様のものを含まなければならない。

発明又は実用新案の明細書の明瞭性のために要求される場合は、次の各条に準拠する用紙に線図を作成し、当該明細書に添付しなければならない。

第10条

発明又は実用新案の図面は、きれいな白地の丈夫で平滑な、上質で中程度の厚さで無色であり、写真又は同様のものにより明瞭に複製することのできる図面用紙に作成しなければならない。

第11条

使用する用紙のサイズは、21センチ×29.5センチとし、すべての余白は2.5センチとする。発明の図面にある図表ごとに連続番号を割り当てるものとし、ある図表と別の図表を分離するために、十分なスペースを取らなければならない。

必要な場合は、発明の図面用に複数の用紙を使用することができる。

第12条

発明又は実用新案の図面の作成においては、次のルールを遵守しなければならない。

1. 図面の線には濃い黒インクを使用する。
2. 線はくっきりとして均一の太さとする。
3. 混乱が生じるような行間挿入又は重複がなく、最小限の網掛け及び濃淡の線を使用する。
4. 濃淡の線の太さは、主要な線の太さと著しく異ってはならない。
5. 図面の部分又は濃淡を太字又は彩色で強調してはならない。
6. 図面の縮尺は、発明又は実用新案をはっきりと示すのに十分なものとし、図面は、係る目的を達成するような発明又は実用新案の部分を示さなければならない。発明又は実用新案の図面の縮尺は、数に応じて決定する。
7. 発明又は実用新案の名称又はその一部を図面自体に表示しない。
8. 図表は、図面用紙に関して直立位置で作成しなければならない。
9. 図面の部分を表示するために用いる文字及び数字は、明瞭な形で配置するものとし、その

高さは3ミリ以上とする。図面の様々な位置において同じ文字及び数字を使用し、図面の外側の文字又は数字と図面の対応する部分をつなぐために、細い矢印を使用する。係る文字及び数字は、発明又は実用新案の詳細な明細書で使用するものと同一とする。

10. 図面用紙は、折り畳まないものとし、写真又は同様のものによる複製ができるように、しわや亀裂がないものとする。

第13条

次のデータを図面用紙に表示しなければならない。

1. 「原本」という言葉
2. 出願人の名称
3. 図面を含む用紙の枚数及び各用紙の連続番号
4. 出願の通し番号、受領の日及び時刻
5. 出願人又は代理人の署名

係るデータは、その順序に従って図面用紙の右下の表に提示する。

第14条

必要な場合、庁は、出願人が場合に応じて発明又は実用新案の2つの見本又は雛型を提出するよう要求することができる。

第15条

庁は、食品、医薬品及び農業に関連する化学生成物質についての発明又は実用新案の特許の出願人が係る物質の2つの標本を提出するよう要求することができる。

出願人は、標本及びその性質の一覧を作成し、これを詳細な明細書に含めるか又は添付する。

出願人は、係る標本を提出することを発明又は実用新案の詳細な明細書の冒頭に表示しなければならない。庁は、出願受理の公告における係る表示を公報に含めるものとする。

第16条

本規則第15条に言及される標本は、高さ8センチ、外径4センチを上限とするフラスコに入れて提出しなければならない。フラスコは、赤いワックスで密閉し、当該標本と発明の明細書において言及された産物との関係を示すカードを貼付する。係るカードは、フラスコ上に添付するか又は吊るすものとし、何れの場合もカードは縦10センチ、横8センチを超えないものとする。

第17条

発明が着色料に関係する場合は、本規則第15条及び第16条に従ってその標本を提出しなければならない。係る標本には、当該着色料で印刷又は着色された生成物の試料を添付する。係る試料は、可能な限り平らな面を有するものとし、33センチ×21センチのカード上に定着させる。係るカードには、印刷又は染色工程、特に様々な溶液の組成、濃度、気温、各工程に必要な時間及び染料による色吸収力を説明する詳細な記述を含まなければならない。当該カードには、染色された物質に定着した着色料の割合、印刷用のりの組成、印刷又は染色に用いられる着色料との関係を表示する記述及び発明又は実用新案の明細書における関連細目

も表示しなければならない。

標本が毒性、腐食性、爆発性又は可燃性物質を含有する場合は、その趣旨の表示をラベル上に行なわなければならない。

第 18 条

特許庁が、発明又は実用新案は国家安全保障を害する方法で、公共の秩序又は道徳に反して又は環境への深刻な損害、人間、動物又は植物の生命又は健康に損害をもたらすような形で実施される可能性があるとして認めた場合、出願を受理する庁の決定は、関係人が係る種類の実施において当該発明を利用する権利を放棄することを条件とする。

第 19 条

庁は、出願人又は代理人に対し、出願の補正又は補足を要求する合理的な決定を受領確認付書留郵便で通知する。

出願人が要求された補正又は補足を通知日から 3 月以内に行わなかった場合、出願は取り下げられたとみなされる。

第 20 条

出願人は、庁の決定に対して、決定通知日から 30 日以内に、本規則に添付する一覧表に定める手数料の納付により、法第 36 条に規定する委員会に不服申立をすることができる。不服申立は、その趣旨の様式を使用して、2 部作成しなければならない。

庁は、不服申立人に対し、不服申立を検討するために委員会が招集される日を受領確認付書留郵便で通知し、委員会の聴聞に出席するよう当該の者を召喚するものとする。係る通知は、聴聞日の 7 日前までに受領されなければならない。

庁の代表者は、不服申立の検討のために招集された聴聞に出席することができ、かつ不服申立人による異議に応答する権利を有するものとする。

不服申立人には、委員会が行った決定及びその理由が受領確認付書留郵便で通知される。

第 21 条

出願人は、出願受理が公表される前に当該出願の補正を行うことができるが、ただし、以下を条件とする。

1. 出願が法第 38 条に基づく場合は、元の出願の要旨を超えて補正を行ってはならない。
2. 補正は、詳細な明細書における発明又は実用新案の要旨、技術的な問題、保護が求められる新しい要素又は図面及び化学式に影響を与えてはならない。

第 22 条

法第 17 条に従うことを条件として、庁は、出願を受理した場合は、以下を行うものとする。

I. 受理決定の発行日から 90 日以内に、出願を公報に公告すること。ただし、係る公告には以下を含む。

1. 出願人の名称、国籍及び職業、また出願人が法人の場合は、名称、宛先及び本社並びに設立の性質及び目的
2. 発明者の姓名、国籍及び職業

3. 発明及び実用新案の名称
4. 出願が法第 38 条に基づく場合は、出願が外国で提出された日
5. 出願の通し番号

II. 公衆の希望者に対し、庁内において、発明の出願、明細書、図面及び関連標本を含む発明又は実用新案のファイル及び登録簿におけるすべての関連書類及び記録の閲覧を可能にすること。本規則に添付する手数料一覧表に定める手数料の納付により、何人も上記の写しを取得することができる。

発明が微生物に関係する場合は、次の条件を充足する場合に限り、公衆の希望者に対し、保護期間を通じて標本が与えられる。

1. その者が、係る微生物を貯蔵するための能力を有すること。
2. 標本を取得する目的が、研究及び開発活動又は実験における使用であること。
3. その者が、係る微生物を第三者に漏洩しないこと。

前記の条件は、裁定ライセンスの受益者に対して微生物の標本を付与することを制限するものではない。

III. 出願人に対し、出願人は自己の費用負担で、通知日から 3 月を超えない期間内に、詳細な明細書 5 部及び発明又は実用新案を説明した要約書 5 部を庁が容認する方法で提出することを、出願受理の公告日から 3 月以内に受領確認付書留郵便で通知すること。これを怠った場合、出願は存在しなかったとみなされる。

IV. 発明又は実用新案の詳細な明細書の印刷された写し 1 部及び発明又は実用新案を説明した要約書の写し 1 部を特許庁の資料室に寄託すること。

第 23 条

特許付与に対する異議申立は、公報における出願受理の公告日から 60 日以内に、その趣旨の様式を使用して、庁を名宛人とする通知 2 部により行う。異議申立は、本規則に添付する一覧表に定められた手数料が納付された場合に限り、受理可能であるものとする。異議申立が受理された場合、係る手数料は返金される。

第 24 条

庁は、異議申立日から 7 日以内に出願人に対し、異議申立書の写しを受領確認付書留郵便で伝達するものとする。

出願人は、伝達日から 15 日以内に異議申立に応答することができる。応答書は、その趣旨の様式を使用して 2 部を庁に提出しなければならない。

庁は、応答書の庁による受領日から 7 日以内に、応答書の写しを受領確認付書留郵便で異議申立人に送付するものとする。

第 25 条

聴聞は、法第 36 条に規定される委員会の議長が、当該委員会が異議申立を検討するために設定するものとする。出願人及び異議申立人は係る聴聞日について、係る日の少なくとも 10 日前までに受領確認付書留郵便で連絡される。

第 26 条

委員会が専門家を指定することを決定する場合、係る決定は以下を含む。

- (1) 専門家への委託の正確な記述
- (2) 専門家報告書の提出期限
- (3) 報告書が議論される聴聞日

第 27 条

専門家が公務員又は政府機関の被用者である場合、委員会は係る専門家に対し、専門家が所属する機関を通じて指定の決定を通知する。専門家が係る公務員又は被用者でない場合、当該専門家には受領確認付書留郵便で通知される。

第 28 条

異議申立人及び応答人が専門家の指定に合意した場合、委員会は係る指定を承認するものとする。

第 29 条

庁は、異議申立人及び応答人に対し、異議申立及びその理由に関して付与された決定を、係る決定が付与された日から 10 日以内に受領確認付書留郵便で通知する。

第 30 条

特許付与に対する異議申立が一切ない場合又は異議申立がなされたが異議申立を拒絶する決定が付与された場合、庁は、特許の付与を進めるものとする。

第 31 条

出願人が、特許付与の前に特許における権利の全部又は一部を譲渡する場合、譲受人は、場合に応じて譲受人の名義で又は第三者と共同名義で特許が発行されるよう庁に請求することができる。

当該請求は、その趣旨の様式により、譲渡書又はその真正な写しを添付して行わなければならない。

すべての場合において、発明は発明者に帰属する。

第 32 条

特許を付与する決定は、次のデータを含む。

1. 特許番号
2. 発明者の名称
3. 特許権者の名称、国籍及び住所又は特許権者が法人の場合は、特許権者の名称、宛先及び本社
4. 発明又は実用新案の名称
5. 保護の期間、開始日及び満了日
6. 優先性に関連する明細

第 33 条

発明又は実用新案の特許を付与する決定は、公報において公告するものとする。
係る決定は、登録簿に記録されるものとし、登録簿は本規則第 32 条に定めるデータを含む。

第 34 条

年次累進手数料を、第 2 年度以降特許保護期間満了まで、本規則に添付する一覧表における対応するカテゴリーに表示されたように納付しなければならない。

庁は、年次手数料の納付期日の 30 日前に当該人に対し、当該期日を受領確認付書留郵便で通知するものとする。出願人が期日に納付しなかった場合、期日の翌日から起算する係る手数料の最大 7%までの課徴金が賦課される。期日後 1 年間に年次手数料又は課徴金を納付しなかった場合、発明又は実用新案について特許により付与される権利は失効し、公知となる。前段に言及した通知は、当該人が庁に伝達した最新の宛先になされる。

第 35 条

年次手数料は、教育機関に登録された学生については、当該機関の学年に拘らず、所定手数料の 10%に減額するものとし、個人及び職員数が 10 名までの個人事業所については、半額に減額する。

第 36 条

発明又は実用新案の実施に対する裁定ライセンスを求める請求は、法の規定の適用上、その趣旨の様式により庁に提出しなければならない。

第 37 条

科学研究技術アカデミーの会長の決定により、庁内に事務局が設置されるものとし、事務局は、裁定ライセンスの発行又は取得を求める請求を受領し、係る請求を受領日に従って特別登録簿に記録し、庁による検討のために係る請求を処理することを担当する。

第 38 条

庁は、形式及び実質条件を満たしているかを検証するために裁定ライセンスの請求を審査し、裁定ライセンスの発行を容認できると認めた請求を、意見を添付した通知により、法第 23 条に定める内閣委員会に伝達する。

第 39 条

法第 23 条(iii)に定める場合、裁定ライセンスの付与は、合理的な期間にわたり特許権者との協議がなされていたこと、及び適切な条件に基づいて任意のライセンスを取得するために真摯な試みがなされていたことを出願人が証明することを要する。

条件が適切である範囲の評価において、次のことを考慮する。

1. 発明の性質
2. 所定の保護期間の残存期間
3. 任意のライセンスについての提示された報酬

第 40 条

裁定ライセンスは、エジプト・アラブ共和国内で活動を行う事業所を通じて発明を真摯に実施する能力のある者に対してのみ、ライセンスを付与する決定により定められた範囲及び期間及び条件に基づいて付与される。

第 41 条

裁定ライセンスが付与される特許権者は、特許発明の実施に対する公正な報酬を得る権利を有するものとし、係る報酬は、科学研究技術アカデミーの会長の決定により設立される特別委員会により評価される。報酬の評価において、委員会は、特に次のことを考慮する。

1. 保護期間の残存期間
2. ライセンスされた生産の量及び価額
3. 製品価格対国民一人当たり総所得の平均値の比率
4. 市場調査に必要な投資規模
5. 生産に必要な投資規模
6. 市場における類似製品の入手可能性
7. 特許権者による乱用的又は反競争的な慣行によって生じる不利益

委員会による報酬の評価は、特許権者の経済的権利を決定するために、法第 23 条に言及される内閣委員会に対し、当該条文の規定の適用上、発行される裁定ライセンスの目的で、提出される。

第 42 条

庁は、特許権者に対して、裁定ライセンスを付与する決定及び報酬を評価する決定を通知する。係る通知は、第 23 条(1)(i)及び(iii)並びに(2)に基づく場合には速やかに、また第 23 条(1)(ii)に基づく場合は合理的に実施可能な限り速やかに、受領確認付書留郵便で行う。

第 43 条

特許権者は、裁定ライセンスを第三者へ付与する庁の決定又は報酬を評価する決定に対して、裁定ライセンスの付与又は報酬の評価の決定が特許権者に通知された日から 30 日以内に、法第 36 条に定める委員会に不服申立をすることができる。

不服申立は、その趣旨の様式を使用して行う。庁は不服申立人に対し、不服申立を検討するために開催される聴聞の日の 7 日前までに、当該聴聞日を通知し、聴聞に出席するようその者を召喚する。庁はまた、不服申立に関して付与された決定を当該の者に通知する。すべての場合において、通知は受領確認付書留郵便で行うものとする。

第 44 条

庁は、法第 23 条(5)の規定の適用上、特許を取り消す決定を公報において公告するものとする。何れの関係人も、公告日から 30 日以内に、法第 36 条に定める委員会において係る決定に異議申立をすることができる。

異議申立は、その趣旨の様式を使用して行わなければならない。本規則第 43 条に基づいて適用される手続及び期限は、異議申立を検討する委員会の聴聞日及び当該委員会が付与した決定を異議申立人に通知することに関して適用する。

第 45 条

特許についての所有権の移転，抵当権，用益権又は差押の決定は，公報において公告するものとする。その趣旨の表示及び競売の議事録(もしあれば)の表示は，当該の者による請求に基づいて，その趣旨の様式を使用して，かつ裏付文書を添付して，特許登録簿に記録される。

第 46 条

法第 25 条に規定する場合において，特許を収用する決定が発行された時点で優勢な経済価値に基づく公正な報酬の評価のために，本規則第 41 条に規定する基準と同様の基準が用いられる。

第 47 条

法第 26 条の適用上，所有者の権利が失効した特許は，公報において公告する。公告には，特許の通し番号，所有者の権利が失効した日及び理由を含めるものとする。その趣旨の表示及び競売の議事録(もしあれば)の表示が，特許登録簿に記録される。

第 48 条

当該人は，登録簿に次のデータの表示がなされるよう，その趣旨の様式を使用して庁に請求することができる。

1. 特許権者の姓名，国籍，職業又は宛先の変更。所有者が法人の場合，係る所有者は法人の名称，国籍，宛先及び性質及び設立目的又は本社についての変更を記録するよう請求することができる。
2. 送達宛先の変更

第 49 条

発明又は実用新案の所有者で，法第 3 条(ii)第 2 段に従ってエジプトで開催される国内博覧会又は国際博覧会に展示されたときに発明についての一時的保護の利益を得ることを希望する者は，庁に対して，展示に先立って係る希望を通知しなければならない。通知は，その趣旨の様式により行うものとし，発明の明細書及び図面の簡潔な記述を添付する。庁は，出願人に対し，発明又は実用新案の要素又は目的を理解するのに必要とみなすその他の表示を提出するよう要求することができる。

第 50 条

本規則第 49 条に言及された通知は，庁が保有する登録簿に記録され，次のデータを含むものとする。

1. 通知を行った日
2. 展示を行う者の名称
3. 博覧会の名称，会場，公式の開催日及び期間
4. 発明又は実用新案の要旨を示す名称
5. 発明又は実用新案が博覧会で展示される日

第 51 条

本規則第 49 条及び第 50 条に定める手続及び表示が完了した場合、庁は、発明又は実用新案の所有者に対して発明の一時的保護証明書を付与するものとし、係る証明書は、発明又は実用新案が博覧会に出展された日から最長 6 月の期間内に特許出願を提出できることを保証する。

第 52 条

当該人は、特許出願の提出、特許付与の異議申立に対する通知又は法若しくは本規則の第 1 卷第 1 部に規定する手続を行うために、代理人を指名することができる。

当該人又は代理人がエジプト・アラブ共和国に居住していない場合は、エジプト人の特許代理人が指名されるものとし、法又は本規則に規定するすべての通知、書類及び提出物がその者に送付される。

すべての場合において、委任状は特別であり、認証され、関連する書類と共に庁に保管される。

第 53 条

エジプト・アラブ共和国の特許庁に出願を提出した後に、当該人が同一の発明又は実用新案の特許を外国で取得することを希望する場合、係る者は、その申請が当該出願と共に提出された旨の証明書を庁から取得することができる。

係る証明書は、証明書が交付された目的の表示を含み、出願及びその付属書類の写しを添付する。庁は、証明書を交付する前に出願人に対し、出願の付属書類の真正な写しを提供するよう要求することができる。

第 54 条

特許証の紛失又は破損の場合、所有者は、真正な写しが交付されるよう、その趣旨の様式を使用して庁に請求することができる。

第 55 条

特許権者は、庁に対し、特許登録簿になされた特許出願、発明又は実用新案の明細書、特許を付与する決定又はその他の表示における重大な誤謬を訂正するよう、その趣旨の様式を使用して請求することができる。

第 56 条

資料室は特許庁に付属するものとし、庁の業務に関連する知的財産事項についての研究、成果物及び刊行物のほか、各種科学、芸術及び技巧に関連するもの、特許が外国で発行され、交換により入手した発明及び実用新案の明細書を収容する。

公衆の利用に供する書類及び索引は、資料室に保管される。上記の要素はすべて、が閲覧可能であるものとする。

第 57 条

庁は、「特許及び実用新案公報」と題する月刊の公報を発行し、法及び本規則に定める公告の

表示を公告する。庁は、毎年最初の月に次のものも発行する。

1. 前年に特許が発行された発明及び実用新案を説明する簡潔な記述を含む公示
2. 前年に特許を取得した者の名称(アルファベット順に配列)を含む公示
3. 前年に発行された発明及び実用新案に関する特許番号及び庁が適用した発明及び実用新案の技術分類に従った表示を含む公示

第 58 条

科学研究業務を管轄する大臣は、科学研究技術アカデミーの会長の提案に基づいて、かつ、司法関係の 2 名の委員に関して定められた法規定に準拠して、法第 36 条に定める不服申立委員会を設立する旨の決定を発令する。

議長及び委員の指名は、更新可能な 1 年間とする。当該決定は、委員会の議長及び委員について定める金銭的手当、提起された不服申立ファイル(付属する提出物及び書類、委員会の聴聞議事録を含む)の処理及び委員会が付与した決定の履行を担当する技術事務局の設立を含むものとする。

第 59 条

不服申立は、本規則に添付する一覧表に定める手数料の納付に基づいて、本規則第 58 条に言及する委員会に対し、その趣旨の様式により提起しなければならない。

第 60 条

委員会の議長は、不服申立が検討される聴聞を設定するものとする。委員会が開催する聴聞の回数は、少なくとも月に 2 回とする。委員会の専門家委員が欠席した場合も、聴聞を開催することができる。

設定された聴聞の不服申立人に対する通知は、当該人又は代理人宛て又は不服申立に表示された宛先に受領確認付書留郵便で送付されるものとし、係る宛先が不服申立に表示されていない場合は、ファイルに表示された宛先に送付される。

法的になされた通知にも拘らず、不服申立人が 2 度連続して聴聞に出席しない場合、委員会は、当該不服申立は存在しなかったとみなすものとし、その場合、当該人は、新たな不服申立を提出する権利はない。

委員会は、提起された不服申立に関する意見を表明するために、審議における投票権を付与せず、当該分野の専門知識を有する者を招請することができる。

委員会は、不服申立人及び庁の代表者を聴聞した後、過半数により決定を付与するものとする。投票数が同数の場合には、議長の投票が優先する。

第 II 部 集積回路の回路配置(省略)

第 III 部 秘密情報(省略)

発明及び実用新案の特許及び集積回路の回路配置についての手数料一覧表

サービスの種類	手数料(エジプト・ポンド)
発明に係る特許を取得する出願	出願ごとに 150
実用新案に係る特許を取得する出願	出願ごとに 100
集積回路の回路配置を登録する出願	出願ごとに 1,000
特許出願の閲覧又はその真正な写しの取得	100
法第 36 条に規定する委員会に対する異議申立	250
特許付与への異議申立の請求	500

印紙法に基づいて、印紙代が付加される。

種類を問わない教育機関の学生が提出する出願は、係る手数料が免除される。

出願提出日の第 2 年度から保護期間満了までの年次累進手数料一覧表

期限	手数料(エジプト・ポンド)
第 1 年度開始時	20
第 2 年度開始時	40
第 3 年度開始時	80
第 4 年度開始時	100
第 5 年度開始時	150
第 6 年度開始時	200
第 7 年度開始時	250
第 8 年度開始時	300
第 9 年度開始時	350
第 10 年度開始時	400
第 11 年度開始時	500
第 12 年度開始時	600
第 13 年度開始時	700
第 14 年度開始時	800
第 15 年度開始時	900
第 16 年度開始時	1,000
第 17 年度開始時	1,000
第 18 年度開始時	1,000
第 19 年度開始時	1,000
第 20 年度開始時	1,000

印紙法に基づいて、印紙代が付加される。

1. 保護期間は、実用新案特許については 7 年、発明特許については 20 年とする。
2. 年次手数料は、学生については 10%に減額される。

3. 年次手数料は、個人又は職員数が 10 人までの事業所については、半額に減額される。
4. 遅延の年毎に、7%の課徴金が課される。

第2巻 標章，商号，地理的表示及び意匠

第69条 定義

本巻の規定の適用上，次の用語及び表現は，以下の意味を有する。

1. 法：知的財産権法(2002年法律第82号)
2. 局：商業登記局
3. 当局：商標及び意匠総局
4. 公報：商標及び意匠公報

第1部 標章，商号及び地理的表示

第70条

商業登記局—商標及び意匠総局—は，法及び本規則の規定に基づいてその趣旨の登録簿において，商標及び関連行為の登録を管轄する。

第71条

商標登録出願又は関連の記録若しくは修正を行う請求は，その趣旨の様式を使用して，当該人又は特別委任状により当該人を代理する者が商標及び意匠総局，商業登記局に提出しなければならない。

登録出願は，1以上の類又は製品に関して提出しなければならない。出願が受理されるすべての場合において，1通の登録証が当該出願に対して発行される。

出願は，手数料の対象となる。同様に，標章に関連するその他のすべての手続も，本規則に添付する一覧表の対応するカテゴリーに基づく手数料の対象となる。

第72条

登録出願には，以下を添付しなければならない。

1. 標章の画像4部，登録出願様式の標章の画像と同一とする。
2. 出願人の姓名，家柄，国籍，送達宛先及び(もしあれば)エジプト・アラブ共和国における選定住所。出願人が法人の場合は，同法人の名称及び送達宛先。出願が代理人の仲介により提出された場合は，姓名，宛先及び認証された委任状
3. 登録出願に係る標章
4. 標章登録出願に係る製品の表示及び製品が属する類の番号
5. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
6. 優先権が主張される場合，出願人が出願を世界貿易機関に加盟する又はエジプトと相互関係のある国若しくは団体に登録したことを証明する書類
7. 標章の一時的保護を確保するために交付された書類(もしあれば)。外国語で提供された場合，本条に規定する書類には，アラビア語翻訳文を添付しなければならない。

第73条

本規則第72条に基づいて要求される書類は，登録出願提出日から6月以内に提出されるものとし，これを怠った場合，出願は存在しなかったとみなされる。

第74条

標章登録出願は，次の条件が満たされた場合は，優先権を享受する。

1. 優先権に関して，先の出願は世界貿易機関に加盟している又はエジプトと相互関係がある国若しくは団体に提出しなければならない。
2. 先の出願は，エジプトにおける出願に係る製品と同じ製品について標章登録が提出された最初の出願でなければならない。
3. 出願には，最初の出願の提出日を表示しなければならない。

4. 優先権は、最初の出願の提出日から6月以内に主張しなければならず、これを怠った場合、優先権は失効する。

最初の出願の提出日は、要件が充足された場合の優先権の決定について考慮される。

第75条

登録出願は、当局の特別登録簿に記録され、提出日に基づく通し番号を使用して配列される。

出願人には、次のデータを含む受領書が付与される。

1. 出願の通し番号
2. 出願人の名称
3. 出願の提出日及び時刻

第76条

商標登録簿の頁は、各登録標章に割り当てられるものとし、次のデータを含む。

1. 出願の通し番号及び提出日
2. 標章登録日
3. 標章が登録された名義人の姓名、国籍及びエジプト・アラブ共和国における選定住所
4. 標章登録に係る製品及び係る製品が属する類の番号
5. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
6. (もしあれば)標章が登録された際の要件
7. 登録に続いてなされた修正又は記録
8. 所有権、用益権又はライセンスの移転
9. 標章の抵当権又は抵当権の終了又は登録の更新又は取消
10. 標章に関連する差押又は差押の終了

第77条

標章は、寄託された色彩にて登録される。標章が無色で寄託される場合、当局は出願人に対し、出願受理の公告前に、標章又はその何れかの部分の色彩を表示するよう要求することができる。

第78条

標章の関連標章、数及び係る関連の証拠が、当該標章に割り当てられた頁に記録される。

第79条

同一又は類似の種類の商品について同一の者が所有する同一又は類似の標章は、関連標章とみなされる。

第80条

当局は、アルファベット順に配列された手製及び電子的な索引を保有し、登録標章の様々な図形要素を保管する。

第 81 条

出願のデータ又は出願の添付書類の正確性に関して深刻な疑念が存在する場合、局長又は局長が指定する者は、対面での又は指示された方法による協議のために、出願に表示された送達宛先に受領確認付書留郵便を送付して、出願人又は出願人の代理人を招請することができ、かつ、出願人又は代理人に対して、招請日から3月を超えない期間内に、当該データ又は書類の正確性を立証する証拠を提供するよう命じることができる。

第 82 条

当局は、毎月第1週に、「商標及び意匠公報」と題する月刊公報を発行し、法及び本規則に基づく公告のために定める情報及び図面を公告する。

第 83 条

標章所有者で、法第72条の規定に従って国内博覧会又は国際博覧会において当該標章の一時的保護を取得することを希望する者は、展示の前に係る希望を当局に通知しなければならない。通知は、その趣旨の雛型又はその雛型の内容を使用して行うものとし、標章の説明図を添付する。当局は、必要と認めれば所有者に対し、標章に関連するその他の表示を提供するよう命じることができる。

第 84 条

一時的保護を求める請求は、本規則第15条に定める方法で登録簿に記録されるものとし、登録簿は次のデータを含む。

1. 当該請求が行われた日
2. 展示を行う者の名称
3. 博覧会の名称、公式の開催日及び期間
4. 標章を付した製品
5. 標章を付した製品の博覧会への出展日

第 85 条

本規則第83条に定める条件及び要件が満たされた場合、当局は、請求を行う者に対し、標章に対する一時的保護証明書を付与するものとし、同証明書は、標章を付した製品が博覧会に出展された日から最長6月の期間内に標章の登録出願を提出できることを保証する。

第 86 条

標章が、顕著な特徴を欠く要素又は表示を含む場合又は単なる総称、図面若しくは製品の画像で構成される場合、局長又は局長が指定する者は、登録の受理に関して、当該要素又は表示が放棄されるよう要求することができる。

第 87 条

登録受理の公告に先立って、局は、局が適切とみなす方法で定めた定型表現(cliché)又は標章の複製画像を提供するよう出願人に要求することができる。

公告が標章の群を含む場合、局は、当該の群又は複製が構成される各標章に関して、前段で

言及した定型表現又は複製を提供するよう出願人に要求するものとする。

係る定型表現又は複製は、局が定める条件及び要件を満たすものとし、登録のための出願様式における画像と同一の標章3部を添付する。

定型表現又は複製は、1年間保管されるものとし、その後、請求に基づいて出願人に対し返却されるか、又は係る請求がなされない場合は、局が破棄する。

第88条

標章登録出願を受理する決定は、公報において公告されるものとし、次のデータを含む。

1. 出願人の姓名、国籍及び(もしあれば)エジプト・アラブ共和国における選定住所
2. 登録出願に係る標章の真正な写し
3. 出願の通し番号及び提出日
4. 標章登録出願に係る製品及び製品が属する類の番号
5. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
6. (もしあれば)標章登録についての当局による要件
7. 局が必要とみなすその他の表示

第89条

当該人は、出願受理の決定が公告された標章に対して異議申立を提起することができる。

係る異議申立は、公告日から60日以内に、その趣旨の様式又はその内容を使用して、原本1部及び写し1部を局長又は局長が指定する者に提出するものとし、異議申立人の資質及び係る異議申立を行う重大な理由を立証する書類を添付しなければならない。

局長又は局長が指定する者は、受領日から30日以内に出願人に対し、異議申立の写しを受領確認付書留郵便で伝達するものとする。

第90条

出願人は、局長又は局長が指定する者に対して、異議申立の伝達日から30日以内に、写し2部により、書面による合理的な応答書を提出するものとし、これを怠った場合、標章登録の出願は放棄されたとみなされる。

応答書の写し1部は、受領日から10日以内に受領確認付書留郵便で異議申立人に伝達される。

第91条

局長又は局長が指定する者は、所定手数料が納付された場合は、出願人又は異議申立人の請求に基づいて、決定の付与前に、当事者らが互いの論拠を提示するための1回の聴聞を招集する。

第92条

局は、異議申立に関して付与された決定を、当該決定の付与日から10日以内に、受領確認付書留郵便で当事者らに通知する。

異議申立を拒絶する決定が付与された場合、出願人は、当該決定の通知日から90日間、登録手続の完了を許可されるものとし、これを怠った場合、出願は放棄されたとみなされる。

第 93 条

標章登録に対する異議申立が公告日から 60 日以内に行われなかった場合、局は、出願人に対し、標章登録出願を受理する決定が発令された日から 10 日以内に、受領確認付書留郵便で当該決定を通知するものとする。

第 94 条

標章登録の拒絶又は係る登録を条件付とすることは、局長又は局長が指定する者が付与する合理的な決定の対象である。すべての場合において、出願人又は代理人には、当該決定の付与日から 30 日以内に、受領確認付書留郵便で係る決定が通知されるものとする。

通知には、法第 78 条に言及する委員会に対する不服申立を行う出願人の権利及び不服申立を提出するための期限及び手続の表示を含める。

第 95 条

法第 78 条に言及する委員会は、次の内容を考慮して設立されるものとする。

1. 1 名は、不服申立の対象に関する専門家であるものとする。
2. 委員会の委員として、不服申立の対象である標章の審査官を除外する。

委員会は、不服申立人の異議に応答するために、当局の局長又は局長が指定する者の出席の下で不服申立を検討するものとする。

委員会は、不服申立の提出日から 1 年以内の可能な時に、不服申立に関する合理的な決定を付与する。

局は、委員会の決定が付与された日から 15 日以内に、不服申立人に当該決定を通知する。通知は、委員会に対して不服申立人が表示した最新の送達宛先に受領確認付書留郵便で送付されるものとする。

第 96 条

不服申立は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して、2 部提出しなければならない。局は、不服申立の検討のために定めた聴聞日を不服申立人に通知し、聴聞への出席及び不服申立を裏付ける何らかの証拠又は書類の提出を命じるものとする。

通知は、聴聞日の少なくとも 15 日前に、受領確認付書留郵便でなされる。

第 97 条

登録標章は公報に公告されるものとし、公告は、通し番号、標章登録日、所有者の名称及び登録受理が公告された公報の号数及び日付の表示に限定される。

標章所有者は、第三者が認可なしに標章を使用することを阻止する権利を有する。

第 98 条

標章所有者が標章登録を取り消すことを希望する場合、当該所有者又は特別委任状により当該所有者を代理する者は、その趣旨の書面による請求を、局長又は局長が指定する者に提出しなければならない。局は、提出日から 30 日以内に当該請求について決定する。登録を取り消す決定は、請求の提出を以て有効になる。

第 99 条

登録標章所有者又は特別委任状により当該所有者を代理する者は、標章が修正されるよう又は関連するデータが記録されるよう請求することができるが、係る修正又は記録が標章の同一性に影響を与えるものではないことを条件とする。係る請求は、所有者又はその目的のために特別委任状により当該所有者を代理する者が提出しなければならない。

請求には、場合に応じて、証明又は認証された裏付文書を添付する。請求は、関連する修正又は記録を付した標章 4 部を提出しなければならない。

当該修正又は記録が標章登録に係る製品に関係する場合は、付加せずに削除の方法で行う。当初の登録出願に適用される手続が、修正又は記録を求める請求に適用される。

第 100 条

修正されるべき又は登録簿に記録されるべきデータが関連標章に係る場合は、係る修正又は記録を求める単独の請求で十分であるものとする。

第 101 条

当局は、標章の取消又は修正に関連するデータ又は関連データの記録を登録簿に記録する。係る記録は、公報に公告される。公告は、標章の通し番号、所有者の名称、行われた記録及び修正並びに標章登録が公告された公報の号数及び日付の表示を含む。

第 102 条

標章の所有権の移転又は標章における何らかの権利の処分を登録簿に記録することを求める請求は、譲受人又は特別委任状により譲受人が指名する代理人による請求に基づいて行われる。

請求は、その趣旨の雛型を使用して行うものとし、次のデータを含む。

1. 標章の通し番号
2. 請求を行う者及び譲渡人の姓名、商号及びエジプトにおける選定住所。請求を行う者及び譲渡人の何れか又はその双方が法人の場合は、名称、宛先及び設立目的も表示しなければならない。
3. 請求を行う者の居所及び国籍
4. (もしあれば)代理人の姓名及び宛先
5. 所有権移転又は権利処分の日付
6. 所有権移転を証明する認証又は証明された書類
7. 標章が意図された製品及び係る製品が属する類の番号
8. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所

第 103 条

記録を求める請求には、所有権移転又は権利処分を証明する公式の又は証明された書類を添付しなければならない。請求者が法人の場合、請求には、定款又は規約の公式の謄本も添付する。

第 104 条

当局は、所有権移転又は権利処分を、新所有者、権利所有者又はその利益において差押が行われた者の名称、職業及び宛先の表示、係る移転又は処分の理由及び記録日を付して、登録簿に記録する。

局は、請求を行う者又は代理人に対し、係る記録を、当該記録日から 10 日以内に受領確認付書留郵便で通知する。

第 105 条

標章についての抵当権又は差押又は何らかの重要な権利の決定及びライセンスの処分を登録簿に記録する場合は、所有権移転に適用される手続に従って行う。標章についての抵当権、その他の重要な権利又は差押の公告は、本規則第 102 条に定めるものと同じデータを含む。

第 106 条

標章の所有権移転又は標章における何らかの権利の処分は、公報に公告される。公告には次のデータを含む。

1. 通し番号及び登録出願の提出日
2. 登録日、登録が公告された公報の号数及び日付
3. 標章が登録された名義人の姓名、国籍及びエジプトにおける選定住所
4. 標章登録に係る製品及び係る製品の類の番号
5. 標章の所有権移転又は標章における何らかの権利の処分によって利益を受ける者の姓名及び国籍
6. 所有権移転又は権利処分の日付及び登録簿への記録日
7. 製品を区別するためにそれに関して標章が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
8. 標章の所有権移転又は標章における何らかの権利の処分によって利益を受ける商業事業又は開発計画の場所

第 107 条

標章の抵当権の取消は、標章所有者が、局長又は局長が指定する者に対して抵当権の失効を証明する書類と共に提出する請求に基づいて記録される。

標章ライセンスの取消は、標章所有者又はライセンシーが、局長又は局長が指定する者に対して裏付文書と共に提出する請求に基づいて記録される。

どちらの場合においても、抵当権又はライセンスが公告された公報の号数及び日付の表示を付して、取消記録が公報に公告される。

第 108 条

法第 90 条に基づく登録により付与された保護期間は、更新できるものとする。更新を求める請求は所定の期限内に提出されるものとし、かつ、添付された一覧表の対応するカテゴリーに基づく規定手数料の納付を条件とする。

更新を求める請求は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して行わなければならない。

第 109 条

当局は、保護期間の更新を登録簿に表示するものとし、また請求に基づいて、添付された一覧表の対応するカテゴリーに基づく所定手数料が納付された場合に、請求を行う者に対し更新証明書を付与する。

請求は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して行わなければならない。

第 110 条

保護期間の更新は、公報に公告される。公告は、次のデータを含む。

1. 標章の通し番号
2. 所有者の名称
3. 登録日、登録が公告された公報の号数及び日付
4. 保護期間の更新を求める請求の日付

第 111 条

標章登録の取消は、登録簿に記録される。係る取消の記録は、公報に公告される。公告は、次のデータを含む。

1. 標章の通し番号
2. 所有者の名称
3. 登録日、登録が公告された公報の号数及び日付
4. 取消の理由及び取消日

第 112 条

何人も、登録標章の閲覧及び登録簿の謄本又は抄本の取得を請求することができる。

請求は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して、添付された一覧表の対応するカテゴリーに基づく所定手数料の納付に基づいて行われる。

第 113 条

請求、通信、提出物及び書類は、アラビア語で局に提出しなければならない。

これらが外国人又は外国の団体によって提出された又は外国語で作成された場合には、出願人又は代理人が署名したアラビア語翻訳文を添付する。

翻訳文が標章の所有権移転又は標章における何らかの権利の処分に関する場合、係る翻訳文は認証又は証明されたものでなければならない。

第 114 条

本巻に規定する請求には、添付された一覧表に表示する所定手数料の納付領収書を添付しなければならない。

第 115 条

登録出願に係る標章が地理的表示を含む場合は、法第 104 条から第 111 条までの規定を適用する。

第 II 部 意匠

第 116 条

商業登記局-商標及び意匠総局-は、法及び本規則の規定に基づいて、その趣旨の登録簿における意匠登録を管轄する。

第 117 条

意匠の登録出願は、当該人又は特別委任状により当該人を代理する者が、その趣旨の雛型又はその内容を使用して、当局に提出しなければならない。出願には、最大 50 の意匠を含めることができるが、係る意匠が一体となって同質のユニットを形成することを条件とする。出願ごとに、意匠の数を考慮して、添付された一覧表のカテゴリーに従って所定手数料を納付しなければならない。

第 118 条

登録出願は、次のデータを含む。

1. 出願人の姓名、家柄、国籍、居所、送達宛先、及び必要に応じてエジプト・アラブ共和国における選定住所。出願人が法人の場合、出願は、当該法人の名称、宛先、エジプト・アラブ共和国における送達宛先、法的地位及び当該法人の設立国を表示しなければならない。仲介者により出願が提出される場合、出願は当該仲介者の姓名及び宛先を表示しなければならない。
2. 登録出願に係る意匠の数及び(もしあれば)当該意匠が意図する製品の表示。
3. 意匠登録出願が優先権を含む場合は、当該出願を提出した外国の名称、出願提出日及び当該外国で出願を提出した名義人の表示
4. 出願人が一時的保護証明書を取得した場合は、当該意匠が展示された又は公開された博覧会及び博覧会の公式開始日。
5. 当該人又は当該人が指定する者の署名。当該人が法人の場合は、署名する権限を有する者の署名。

第 119 条

登録出願は、以下を添付する。

1. 各意匠 4 部、ただし、保存することが可能な場合には、意匠が意図する現物見本を提出することができる。
2. 出願人が法人の場合、登録出願は、当該法人が記録されている商業登録簿の該当頁の謄本、定款の公式の謄本又は規約の複製を添付する。
3. 本規則第 132 条に基づいて出願を提出する場合は、外国に提出した登録出願に寄託された意匠の写しを出願に添付する。係る写しは、当該外国の工業所有権当局によって証明され、かつ出願と共に提出されるものとし、又は当該人による書面請求に基づいて、意匠当局に対し、出願提出日から 6 月を超えない期間内に提出しなければならない。出願された意匠は、外国に寄託された意匠と同一の意匠でなければならない。
4. 博覧会における展示の場合において、登録出願が優先権を含む場合は、一時的保護証明書を添付する。

第 120 条

意匠の画像について割り当てられた頁は、次のデータを含む。

1. 出願人の名称
2. 頁の右上に、登録出願に添付する意匠の通し番号
3. 頁の右下に、出願人又は代理人の署名

当該頁は、意匠が意図する品目又は意匠に関する表示を含まないものとする。

第 121 条

意匠登録出願は、出願提出日に従って割り当てられた通し番号を付けて、当局の特別登録簿に記録される。次のデータを含む受領書が出願人に付与されるものとする。

1. 出願の通し番号
2. 出願人の名称
3. 出願の提出日及び時刻

第 122 条

当局は、出願対象の意匠の手製及び電子的な索引を保有する。索引は、分類についての国際基準に従って配列するものとする。

第 123 条

意匠は、意匠から除外することのできない実質的素材以外の単語、文字又は数字を含まないものとし、係る単語、文字又は数字は削除されなければならない。

第 124 条

登録出願が記録された登録簿は、次のデータを含む。

1. 出願の通し番号
2. 出願の提出日及び時刻及び登録日
3. 登録出願において規定されるべき出願人及び(もしあれば)代理人に関するデータ
4. 意匠登録出願が優先権を含む場合は、出願が提出された国又は団体
5. 登録され分類された意匠の数及び類
6. 登録についての当局による要件
7. 登録後になされた修正及び記録
8. 所有権移転、抵当権設定又はライセンス許諾を含む、意匠に関連する行為
9. 意匠の差押又は差押の終了
10. 抵当権又はライセンスの取消
11. 法に準拠する登録の更新
12. 意匠が展示された博覧会の名称及び(もしあれば)開始日
13. (もしあれば)一時的保護証明書
14. 意匠の公告及び(もしあれば)一時的保護証明書

第 125 条

当該人の請求により、本規則第 119 条(ただし 1 号を除く)に基づいて出願に添付するよう要求された書類を完成するために、出願提出日から 6 月を超えない猶予期間を付与することができる。

出願が受理可能となるために、本規則に添付する一覧表の対応するカテゴリーに基づいて表示された所定手数料を納付する。

要求された書類が提出されずに第 1 段に規定する猶予期間が経過した場合、出願人は出願を放棄したとみなされる。

第 126 条

出願のデータ又は出願添付書類の正確性について重大な疑念が存在する場合、局長又は局長が指定する者は、協議のために出願人又は出願人の代理人を招請することができ、かつ、出願人又は代理人に対して、係るデータ又は書類の正確性を証明する証拠を招請日から 3 月を超えない期間内に提供するよう命令することができる。

係る招請は、登録出願において表示された送達宛先に受領確認付書留郵便で送付される。

第 127 条

意匠登録の拒絶又は係る登録を条件付きとすることは、局長又は局長が指定する者が付与する合理的な決定に服するものとする。

すべての場合において、出願人又は代理人には、決定の付与日から 30 日以内に、受領確認付書留郵便で係る決定を通知される。

通知には、法第 124 条に言及される委員会へ不服申立する出願人の権利の表示及び不服申立を提出する期限及び手続を含むものとする。

第 128 条

法第 124 条に言及される委員会は、次の内容を考慮して構成されるものとする。

1. 1 名の委員は、不服申立の対象に関する専門家でなければならない。
2. 委員会の委員は、不服申立の対象となる意匠の審査官を除外する。

委員会は、不服申立人の異議に応答するために、当局の局長又は局長が指定する者の出席の下で不服申立を検討する。

局は、委員会決定の付与日から 15 日以内に、不服申立人に当該決定を通知する。通知は、委員会に対して不服申立人が表示した最新の送達宛先に受領確認付書留郵便で送付される。

第 129 条

不服申立は、その趣旨の雛型又は内容を使用して、2 部提出しなければならない。局は、不服申立の検討のために定めた聴聞日を不服申立人に通知し、かつ、聴聞への出席及び不服申立を裏付ける何らかの証拠又は書類の提出を不服申立人に命じるものとする。

通知は、聴聞日の少なくとも 15 日前に受領確認付書留郵便で送付される。

第 130 条

別段の定めがない限り、意匠は、本規則第 86 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条、第

91 条及び第 92 条に基づく商標に関する規定に準拠する。

第 131 条

登録意匠所有者は、意匠自体に影響を与えることなくデータの補正又は記録を行う権利を有する。その趣旨の請求は、所有者又は特別委任状によって指名された代理人が提出しなければならない。

請求を裏付ける書類は、認証又は証明されたものでなければならない。

第 132 条

意匠の先の提出を活用することを希望する者は、知的財産権保護に関するパリ条約第 4 条に基づいて、世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係のある国における最初の先の提出日から 6 月を超えない期間内に、同じ意匠の登録出願をエジプトにおいて提出しなければならない。

第 133 条

意匠の所有権の移転又は意匠における何らかの重要な権利の処分の登録簿への記録を求める請求は、譲受人又は特別委任状によって譲受人が指名する代理人による請求に基づいて行われなければならない。

請求は、その趣旨の雛型を使用して行うものとし、次のデータを含む。

1. 意匠の通し番号
2. 請求を行う者及び譲渡人の姓名、商号及びエジプトにおける選定住所。請求を行う者及び譲渡人のいずれか又は双方が法人の場合には、名称、宛先及び設立目的も表示しなければならない。
3. 請求を行う者の居所及び国籍
4. (もしあれば)代理人の姓名及び宛先
5. 所有権移転又は権利処分の日付
6. 所有権移転を証明する認証又は証明された書類
7. 意匠が意図される製品及び製品が属する類の番号
8. (もしあれば)意匠が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所

第 134 条

記録を求める請求には、所有権移転又は権利処分を証明する認証又は証明された書類を添付しなければならない。請求を行う者が法人の場合、請求には、定款又は規約の公式の謄本も添付しなければならない。

第 135 条

当局は、所有権移転又は権利処分を、新所有者、権利所有者又はその利益において差押が行われた者の名称、職業及び宛先の表示、係る移転又は処分の理由及び日付及び記録日を付して、登録簿に記録する。

局は、当該記録から 10 日以内に、記録の請求を行う者又は代理人に受領確認付書留郵便で通知する。

第 136 条

意匠の所有権の移転又は意匠における何らかの重要な権利の処分は、公報に公告されるものとする。公告は、次のデータを含む。

1. 登録出願の通し番号及び提出日
2. 登録日、登録が公告された公報の号数及び日付
3. 意匠登録名義人の姓名、国籍及びエジプトにおける選定住所
4. 意匠登録に係る製品及び製品の類の番号
5. 意匠の所有権の移転又は意匠における何らかの権利の処分から利益を受ける者の姓名及び国籍
6. 所有権移転又は権利処分の日及び登録簿への記録日
7. それに関して意匠が使用されている又は使用される予定の商業事業又は開発計画の場所
8. 意匠の所有権の移転又は意匠における何らかの権利の処分から利益を受ける商業事業又は開発計画の場所

第 137 条

意匠の抵当権の取消は、意匠所有者が、局長又は局長が指定する者に対して抵当権の失効を証明する書類と共に提出する請求に基づいて記録される。

意匠ライセンスの取消は、意匠所有者又はライセンシーが、局長又は局長が指定する者に対して裏付文書と共に提出する請求に基づいて記録される。

どちらの場合においても、取消の記録は、抵当権又はライセンスが公告された公報の号数及び日付の表示を付して、公報に公告される。

第 138 条

法第 126 条に基づく登録により付与された保護期間は、更新可能とする。更新請求は、所定の期限内に提出するものとし、かつ、添付された一覧表の対応するカテゴリーに基づく規定手数料の納付を条件とする。

更新請求は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して行わなければならない。

第 139 条

当局は、保護期間の更新を登録簿に表示するものとし、かつ請求に基づいて、添付された一覧表の対応するカテゴリーに基づく所定手数料が納付された場合に、請求を行う者に更新証明書を付与するものとする。

請求は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して行わなければならない。

第 140 条

保護期間の更新は、公報に公告するものとする。公告は次のデータを含む。

1. 意匠の通し番号
2. 所有者の名称
3. 登録日、登録が公告された公報の号数及び日付
4. 保護期間の更新請求の日付

第 141 条

意匠の登録の取消は、意匠登録簿に記録される。係る取消の記録は、公報に公告される。公告は次のデータを含む。

1. 意匠の通し番号
2. 所有者の名称
3. 登録日、登録が公告された公報の号数及び日付
4. 取消の理由及び日付

第 142 条

本巻に規定される請求は、添付された一覧表に表示する所定手数料の納付領収書を添付するものとする。

第 143 条

請求、通信、提出物及び書類は、アラビア語で局に提出しなければならない。

これらを外国人若しくは外国の団体が提出する又は外国語で作成する場合には、出願人又は代理人が署名したアラビア語翻訳文を添付しなければならない。

翻訳文が、意匠の所有権移転又は意匠における何らかの権利の処分に関する場合、翻訳文は認証又は証明されたものでなければならない。

第 144 条

何人も、登録意匠の閲覧を請求し、登録簿の謄本又は抄本を取得することができる。

請求は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して、添付された一覧表の対応するカテゴリーに基づく所定手数料の納付に基づいて行わなければならない。

第 145 条

国内博覧会又は国際博覧会において意匠の一時的保護から利益を受けることを希望する意匠所有者は、法第 132 条に従って、展示に先立って、係る希望を当局に通知しなければならない。通知は、その趣旨の雛型又はその内容を使用して行うものとし、意匠の説明図を添付しなければならない。

当局は、必要と認めれば、意匠に関連する他の表示を提供するよう当該所有者に要求することができる。

第 146 条

一時的保護を求める請求は、本規則第 77 条に定める方法で登録簿に記録され、次のデータを含む。

1. 請求が行われた日
2. 展示を行う者の名称
3. 博覧会の名称、公式の開始日及び期間
4. 意匠の提示
5. 意匠又は意匠が意図される製品の博覧会への出展日

第 147 条

本規則第 145 条に定める条件及び要件を満たした場合、当局は請求を行う者に対し、意匠の一時的保護証明書を付与するものとし、係る証明書は意匠又は意匠が意図される製品が博覧会に出展された日から最長 6 月の期間内に意匠登録出願を提出することができることを保証する。

第 148 条

意匠の実施のための裁定ライセンスを求める請求は、法の規定の適用上、その趣旨の雛型を使用して、局に対して提出しなければならない。

第 149 条

局長の決定により、局内に事務局を設置するものとし、事務局は、裁定ライセンスの発行又は取得を求める請求を受領し、受領日に従って特別登録簿に係る請求を記録し、局による検討を求める係る請求を処理することを担当するものとする。

第 150 条

局は、形式及び実質条件を満たしているか否か検証するために、裁定ライセンスの請求を審査するものとし、係る請求は裁定ライセンスの発行のために容認できるとする意見を添付した通知により、法第 129 条に定める内閣委員会に伝達する。

第 151 条

法第 129 条に基づく裁定ライセンスの付与は、合理的な期間にわたり意匠所有者との協議がなされていたこと及び適切な条件に基づいて任意のライセンスを取得するために真摯な試みがなされていたことを出願人が証明することを要する。

条件が適切である範囲の評価において、次のことを考慮する。

1. 意匠の性質
2. 所定の保護期間の残存期間
3. 任意のライセンスについて提示された報酬

第 152 条

裁定ライセンスは、エジプトで活動を行う事業所を通じて意匠を真摯に実施する能力のある者に対してのみ、ライセンスを付与する決定により定められた範囲及び期間内及び条件に基づいて付与される。

第 153 条

裁定ライセンスの付与に係る意匠の所有者は、意匠の実施に対する公正な報酬を得る権利を有するものとし、係る報酬は、局長の決定により設立される特別委員会が評価するものとする。報酬の評価において、委員会は特に次のことを考慮する。

1. 保護期間の残存期間
2. ライセンスされた生産の量及び価額

3. 製品価格対国民一人当たり総所得の平均値の比率
4. 市場調査に必要な投資規模
5. 生産に必要な投資規模
6. 市場における類似製品の入手可能性
7. 意匠所有者による乱用的又は反競争的な慣行によって生じる不利益

委員会による報酬の評価は、係る評価に照らして報酬を決定するために、法第 129 条に言及される内閣委員会に提出される。

第 154 条

局は、意匠所有者に対し、裁定ライセンスを付与する決定及び報酬を評価する決定を、受領確認付書留郵便で速やかに通知する。

商標についての手数料表

番号	手続	手数料 (エジプト・ポンド)
1	1つの類に基づく標章の登録出願	50
2	複数の類に基づく標章の登録出願	
	(a) 最初のカテゴリー	50
	(b) 同一出願に係るその他のカテゴリーごと	25
3	証明標章の登録出願	100
4	現地標章の外国登録出願(国ごと)	100
5	法第 77 条及び第 78 条に基づく、局による決定に対する不服申立委員会への不服申立	100
6	登録出願が受理された場合の標章の公告	50
7	標章の登録出願の受理に対する異議申立	250
8	1つの類に基づく標章の登録	60
9	複数の類に基づく標章の登録	
	(a) 最初の類	60
	(b) 同一出願に係るその他の類ごと	50
10	証明標章の登録	100
11	標章が 1 又は複数のその他の標章に関連している旨の表示の記録	25
12	登録標章の公告	50
13	登録標章の取消請求	50
14	所有権の移転、証明標章、関連標章の所有権の移転又は標章使用权の付与の記録請求は次の通り	
	- 所有権又は使用权の移転日から 3 月以内に請求が提出された場合(1つの標章について)	100
	各関連標章について	50
	- 所有権又は使用权の移転日から 3 月後に請求が提出された場合(1つの標章について)	125
	各関連標章について	60
	- 所有権又は使用权の移転日から 6 月後に請求が提出された場合(1つの標章について)	150
	各関連標章について	70
15	所有権の移転又は使用权の表示の公告(1つの標章について)	50
	各関連標章について	30
16	標章又は関連標章の抵当権の記録請求は次の通り	
	- 抵当権[設定]日から 3 月以内に請求が提出された場合(1つの標章について)	50
	各関連標章について	30

	- 抵当権[設定]日から 3 月後に請求が提出された場合(1 つの標章について)	60
	各関連標章について	35
	- 抵当権[設定]日から 6 月後に請求が提出された場合(1 つの標章について)	100
	各関連標章について	50
17	標章の抵当権の公告	50
18	標章又は関連標章の抵当権の記録の取消請求	
	-1 つの標章について	50
	-各関連標章について	25
19	標章又は関連標章の抵当権の記録の取消公告	
	- 1 つの標章について	50
	- 各関連標章について	15
20	登録標章の保護期間の更新請求(同期間の最終年度内)	
	1. 1 つの類について	50
	2. 複数の類について	
	(a) 最初の類	50
	(b) 同一出願に係るその他の類ごと	25
	(c) 登録証明標章	100
	3. 保護期間満了後 6 月以内に請求が提出された場合の課徴金	200
21	取消後の標章の登録請求(取消日から 3 年以内の場合)	1,000
22	標章又は関連標章群の保護期間の更新請求	50
23	標章が登録された場合の登録標章の閲覧又は登録簿の抄本又は謄本の取得請求	55
24	1 の出願において提出された 1 又は複数の表示の公告	40
25	請求を行う者の名義で登録された登録標章, 証明標章, 関連標章の全部又は一部の追加又は修正の記録請求	100
	各関連標章について(最初の標章後)	50
26	追加又は修正後の標章の公告	50
27	登録標章の追加又は修正に対する異議申立	150
28	標章の公告又は再公告に係る定型表現の提出	70
29	証明標章の使用規約の補正請求	150
30	手数料が定められていない記録の追加又は変更請求	20
31	1 又は複数の標章について同一の者が提出した請求におけるデータの記入, 変更又は訂正請求	35
32	標章又は標章群の登録前の修正又は追加請求	35
33	登録出願提出前の標章の審査請求	150
34	標章の外国登録を取得するための証明書の請求	50
35	標章の譲渡を証明する証明書の請求	50

印紙法に基づいて、印紙代が付加される。

意匠についての手数料表

番号	手続	手数料 (エジプト・ポンド)
1	1 の意匠登録出願	30
	複数の寄託の場合は，最初の意匠後の意匠ごと	15
2	現地意匠の外国登録出願	100
3	法第 124 条に基づく委員会に対する不服申立	100
4	各意匠の公告	30
5	意匠の登録に対する異議申立	75
6	意匠の登録	75
7	意匠の取消請求	15
8	所有権の移転又は意匠使用权の付与の記録請求は次の通り	
	- 所有権又は使用权の移転日から 3 月以内に請求が提出された場合	75
	- 所有権又は使用权の移転日から 3 月後に請求が提出された場合	100
	- 所有権又は使用权の移転日から 6 月後に請求が提出された場合	150
9	所有権の移転，取消又は使用权の表示の公告	30
10	意匠の抵当権の記録請求は次の通り	
	- 抵当権[設定]日から 3 月以内に請求が提出された場合	75
	- 抵当権[設定]日から 3 月後に請求が提出された場合	100
	- 抵当権[設定]日から 6 月後に請求が提出された場合	150
11	意匠の抵当権の公告	30
12	意匠の抵当権の記録の取消請求	30
13	意匠の保護期間の更新請求	
	- 保護期間の最終年度に請求が提出された場合	75
	- 保護期間満了後 3 月以内に請求が提出された場合	100
14	意匠の登録更新の公告	30
15	意匠に関連するデータの記録請求	15
16	1 の出願において提出された意匠に関連する 1 又は複数の表示の公告	15
17	意匠における 1 又は複数の修正の導入請求	15
18	縦又は横が 50 センチを超えない意匠の公告に係る定型表現の提出	30
	縦又は横が 2 センチを超える部分又はその一部について	10
19	手数料が定められていない記録の記入，追加又は変更請求	15
20	手数料が定められていない記録の記入，追加又は変更の公告	15
21	登録出願提出前の意匠の審査請求	100

22	外国意匠登録を取得するための登録証に係る請求	30
23	意匠が登録された場合の登録意匠の閲覧又は登録簿の抄本又は謄本の取得請求	30
24	請求，出願又は書類の謄本又は抄本請求	
	1枚ごと	30
25	意匠が記録された場合の登録簿の謄本又は抄本請求	10
26	博覧会，セミナー，会議又はその他のサービスに関する一時的保護請求	50

印紙法に基づいて，印紙代が付加される。

第4巻 植物の品種(省略)